

令和8年度 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について【令和8年6月分】

種子島地区広域事務組合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設である種子島清掃センターの維持管理に関する情報を公表いたします。

1 種子島清掃センター 焼却施設

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第4条の5の2

第1項第1号イの規定に関する事項】

種類	可燃ごみ(家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物)													
区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却量	kg	540,990	538,500	468,050										1,547,540

(2) 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

【規則第4条の5第1項第2号ト、リ、ヲの規定による測定に関する事項】

区分	年月日	R7.4.30	R8.5.31	R8.6.30										平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度 ※1	℃	947	947	941										945.0
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ※2	℃	187	187	186										186.7
排ガス中のCO濃度 ※3	ppm	3.74	4.00	2.12										3.29
備考		連続測定	連続測定	連続測定										

※1 「添付図Ⅰ」のフロー図上①にて測定

※2 「添付図Ⅰ」のフロー図上②にて測定

※3 「添付図Ⅰ」のフロー図上③にて測定

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日【規則第4条の5第1項第2号ヌの規定に関する事項】

区 分		実施月日											
冷却設備	ガス冷却室	R8.4.6	R8.5.4	R8.6.1									
												累計 3 回	
排ガス処理装置	集じん器	R8.4.6	R8.5.4	R8.6.1									
												累計 3 回	

(4) 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度測定結果【規則第4条の5第1項第2号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果	
	法規制値	自主管理値		1回目	2回目
排ガスを採取した年月日					
結果の得られた年月日					
硫酸酸化物量 ※4	72	72	m ³ /h		
ばいじん濃度 ※4	0.25	0.05	g/m ³		
塩化水素濃度 ※4	700	326	mg/m ³		
窒素酸化物濃度 ※4	250	250	ppm		

※4 「添付図Ⅰ」のフロー図上④にて測定

(5) 煙突から搬出される排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果【規則第4条の5第1項第2号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果
	法規制値	自主管理値		
排ガスを採取した年月日				
結果の得られた年月日				
排ガス中のダイオキシン類濃度 ※5	5	5	ng-TEQ/m ³	

※5 「添付図Ⅰ」のフロー図上④にて測定

2 種子島清掃センター 一般廃棄物最終処分場

(1) 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【規則第4条の5の2第1項第4号イの規定に関する事項】

種 類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
不燃物	kg	8,410	8,660	8,660										25,730
焼却残渣	kg	66,260	63,540	55,770										185,570
焼却灰	kg	48,220	46,980	41,340										136,540
固化灰	kg	18,040	16,560	14,430										49,030
その他	kg	1,130	1,340	1,770										4,240
覆土材等	kg	0	0	0										0
埋立量 合計	kg	75,800	73,540	66,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215,540

(2) 擁壁等の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のロに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(3) 調整池の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のヘに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(4) 遮水工の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のハに規定する点検に関する事項】

該当なし

(5) 水質検査結果【規則第4条の5の2第1項第4号のニに規定する測定に関する事項】(※採取箇所については「添付図Ⅱ」を参照)

(1) 放流水検査結果【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「省令」という。)第1条第2項第14号ハ関係】

【別紙1】のとおり(放流していない)

(2) 地下水検査結果【省令第1条第2項第10号関係】

【別紙2】のとおり(埋立開始前における上流側及び下流側の地下水検査結果)

【別紙3】のとおり(埋立開始後における上流側及び下流側の地下水検査結果)

(6) 水質の悪化が認められた場合の是正措置

水質の悪化は認められない

(7) 浸出水処理設備の点検【規則第4条の5の2第1項第4号のトに規定する点検に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 年 月 日			実 施 日	—
点 検 結 果			措 置 内 容	—

(8) 防凍の状況点検【規則第4条の5の2第1項第4号のチに規定する点検に関する事項】

該当なし

(9) 最終処分場残余容量測定【規則第4条の5の2第1項第4号のリに規定する測定に関する事項】

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
測 定 年 月 日			実 施 日	—
測 定 結 果			措 置 内 容	—

* 残余容量は、予定覆土を含めた全容積量で算出。

[別紙1]種子島清掃センター一般廃棄物最終処分場 水質検査結果(放流水)

※ 浸出水処理水については放流はせず、水処理施設において処理したのち、焼却施設における冷却水に使用。

毎月実施

項目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—	—	4月10日	5月13日	6月10日									
測定結果取得日	—	—	4月27日	5月29日	6月24日									
採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
番号	項目	基準値	単位	測定結果										
1	PH	5.8～8.6	—	7.8	8.1	8.2								
3	BOD	60以下	mg/L	1.5	0.7	0.7								
2	COD	90以下	mg/L	3.6	3.6	4.3								
4	SS	60以下	mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5未満								
5	全窒素含有量	120以下	mg/L	3.2	3.0	4.0								
6	塩化物イオン	—	mg/L	210	220	230								
7	カルシウムイオン	—	mg/L	18	20	23								

年2回実施(ただしダイオキシン類については、年1回実施。)

項目【省令別表第1関係】		法定基準値	単 位	測定結果	
	採取日	—	—		
	測定結果取得日	—	—		
	水温	—	℃		
8	カドミウム及びその他の化合物	0.1以下	mg/L		
9	シアン化合物	1以下	mg/L		
10	有機リン化合物	1以下	mg/L		
11	鉛及びその化合物	0.1以下	mg/L		
12	六価クロム化合物	0.5以下	mg/L		
13	砒素及びその化合物	0.1以下	mg/L		
14	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	mg/L		
15	アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/L		
16	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	mg/L		
17	ジクロロメタン	0.2以下	mg/L		
18	四塩化炭素	0.02以下	mg/L		
19	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/L		
20	1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/L		
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/L		
22	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/L		
23	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/L		
24	トリクロロエチレン	0.3以下	mg/L		
25	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/L		
26	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/L		
27	チウラム	0.06以下	mg/L		
28	シマジン	0.03以下	mg/L		
29	チオベンカルブ	0.2以下	mg/L		
30	ベンゼン	0.1以下	mg/L		
31	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/L		
32	ほう素及びその化合物	50以下	mg/L		
33	フッ素及びその化合物	15以下	mg/L		
34	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	mg/L		
35	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物)	5以下	mg/L		
36	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物)	30以下	mg/L		
37	フェノール類含有量	5以下	mg/L		
38	銅含有量	3以下	mg/L		
39	亜鉛含有量	2以下	mg/L		
40	溶解性鉄含有量	10以下	mg/L		
41	溶解性マンガン含有量	10以下	mg/L		
42	クロム含有量	2以下	mg/L		
43	大腸菌群数	日平均 3,000以下	個/cm ^l		
44	リン含有量	16以下	mg/L		
45	ダイオキシン類				
	採取日	—	—		
	測定結果取得日	—	—		
	採取時水温	—	℃		
	基準値	1以下	pg-TEQ/L		

※ 測定結果欄に“未満”と付記されている数値は、定量限界値を示す。

※ No.1～4については、1回／月以上、No.8～45については、1回／年以上の測定が必要。

[別紙3]種子島清掃センター一般廃棄物最終処分場 水質検査結果(埋立開始後における上流側及び下流側の地下水検査結果)

毎月実施															
項目		基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上 流 側 結 果	採取日	—		4月10日	5月13日	6月10日									
	測定結果取得日	—		4月27日	5月29日	6月24日									
	採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	塩化物イオン	—	mg/L	26	25	26									
	電気伝導度	—	mS/m	24	23	20									
	水素イオン濃度 (pH)	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浮遊物質量 (SS)	—	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下 流 側 結 果	採取日	—		4月10日	5月13日	6月10日									
	測定結果取得日	—		4月27日	5月29日	6月24日									
	採取時水温	—	℃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	塩化物イオン	—	mg/L	28	28	27									
	電気伝導度	—	mS/m	38	37	37									
	水素イオン濃度 (pH)	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浮遊物質量 (SS)	—	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年2回実施(ただしダイオキシン類については、年1回実施。)

項目【省令別表第1関係】		基準値	単 位	上流側地下水測定結果		下流側地下水測定結果	
採取日		—	—				
測定結果取得日		—	—				
採取時水温		—	℃				
1	カドミウム	0.01以下	mg/L				
2	全シアン	検出されないこと					
3	鉛	0.01以下	mg/L				
4	六価クロム	0.05以下	mg/L				
5	砒素	0.01以下	mg/L				
6	総水銀	0.0005以下	mg/L				
7	アルキル水銀	検出されないこと					
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと					
9	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L				
10	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L				
11	四塩化炭素	0.002以下	mg/L				
12	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L				
13	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L				
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	mg/L				
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L				
16	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L				
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L				
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/L				
19	チウラム	0.006以下	mg/L				
20	シマジン	0.003以下	mg/L				
21	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L				
22	ベンゼン	0.01以下	mg/L				
23	セレン	0.01以下	mg/L				
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	mg/L				
25	フッ素	—	mg/L				
26	ホウ素	—	mg/L				
27	1,4-ジオキサン	—	mg/L				
28	クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)	—	mg/L				
29	ダイオキシン類						
	採取日	—	—				
	測定結果取得日	—	—				
	採取時水温	—	℃				
	基準値	1以下	pg-TEQ/L				

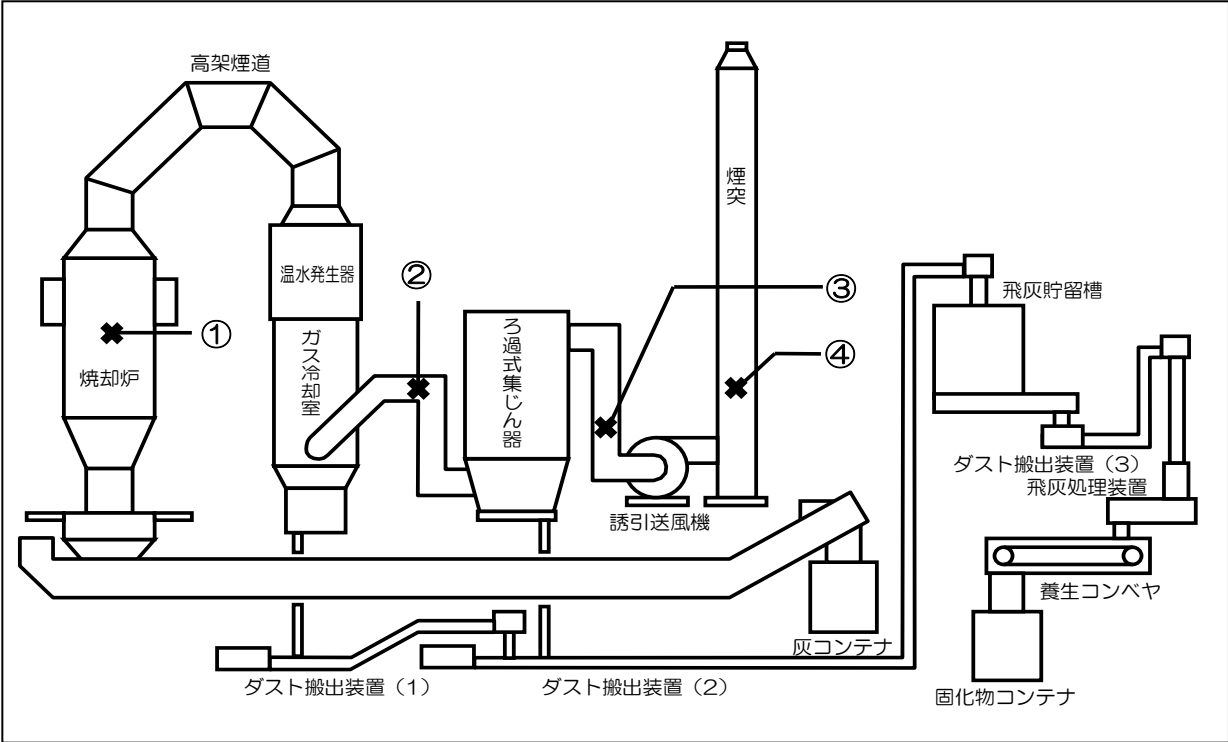
※ 測定結果欄に“未満”と付記されている数値は、定量限界値を示す。

※ 「電気伝導度」及び「塩素イオン」については1回／月以上、No.1～23は1回／年以上の測定が必要。

※ No.24～28は地下水質に関する規制はない。

<添付図 I > 焼却施設サンプル採取箇所位置図

各種サンプリング位置説明図



#

測定点	測定項目
①	燃焼室中の燃焼ガス温度
②	集じん器に流入する燃焼ガス温度
③	排ガス中のCO濃度
④	ばい煙量またはばい煙濃度測定
	排ガス中のダイオキシン類濃度

<添付図Ⅱ> 各種水質検査サンプル採取箇所位置図

